

市第64号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

令和5年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市白幡地区センター	東京都目黒区東山1丁目5番4号	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
横浜市城郷小机地区センター	港北区菊名六丁目18番10号	一般財団法人こうほく区民施設協会 理事長 関 治 美	同
横浜市踊場地区センター	中区常盤町1丁目7番地	公益財団法人横浜YMCA 理事長 工 藤 誠 一	同
横浜市上大岡コミュニティハウス	港南区野庭町10番地の7	特定非営利活動法人港南区レクリエーション協会 理事長 小 林 俊 正	同
横浜市滝頭コミュニティハウス	磯子区磯子三丁目1番41号	一般社団法人磯子区区民利用施設協会 会長 横 田 秀 昭	同
横浜市荏田コミュニティハウス	青葉区あざみ野二丁目9番地の22	公益社団法人横浜市民施設協会 理事長 山 川 英 子	同
横浜市新橋コミュニティハウス	泉区岡津町2,085番地	特定非営利活動法人中川コミュニティグループ 理事長 小 泉 正 彦	同

提 案 理 由

横浜市白幡地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）